越監告示第 3 号

地方自治法第199条第5項の規定に基づき、産業環境部の随時監査(工事監査)を執行したので、同条第9項の規定によりその結果を下記のとおり公表します。

令和5年1月19日

越前市監査委員 田中英夫

同 田中希世子

同 三田村 輝士

記

1 実施基準 越前市監査基準に基づき実施

2 監査の種類 随時監査(工事監査)

3 執行期間 令和4年12月1日~12月8日

4 監査の対象

所管課	対象工事	地係
農林整備課	県単林道整備事業 越前南部線舗装工事	春日野町
観光誘客課	(仮称) 武生中央公園屋内展示場建設工事	高瀬二丁目
	(仮称)武生中央公園屋内展示場建設に伴 う電気設備工事	高瀬二丁目
	(仮称)武生中央公園屋内展示場建設に伴 う機械設備工事	高瀬二丁目
	(仮称)武生中央公園屋内展示場建設に伴 う擁壁設置工事	高瀬二丁目
	武生中央公園大型遊具施設設計・設置工事	高瀬二丁目

5 監査の着眼点

今回の監査は、前記の工事について、工事設計、工事監理及び工事事務が 関係法令等に基づき適正かつ効率的に執行されているかどうか、特に重点項 目として工事の設計・積算にあたっての統一事項の確認及び設計変更に伴う 諸手続が適正に行われているかどうかについて実施した。

6 監査の実施内容

関係書類の検査を行うとともに関係職員から説明を聴取した。

7 監査の結果

① 工事設計

工事設計は、基本となる計画に準拠し、事業目的に合った内容で経済的であるか、設計基準は整備され適正に運用されているか、設計図書は的確に作成されているか、数量、単価、歩掛等の積算は正確かなどについて、仕様書、図面、設計内訳書等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

② 工事監理

工事監理は、関係法令、仕様書、契約約款等に基づき適正に行われているか、工事が設計図書どおり施工されているか、設計変更の内容及び時期は妥当か、関連工事との調整は適正に行われているかなどについて、工事監理書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。

③ 工事事務

工事事務は、越前市契約規則、同工事約款に基づき適正に行われているかどうかについて、工事施行伺、契約関係書類等を検査した結果、特に指摘すべき事項はなかった。